

## 宮城県立精神医療センターあり方検討懇話会開催要綱

## (目的)

第1 宮城県立精神医療センター（以下「精神医療センター」という。）の将来におけるあり方について検討するため、「宮城県立精神医療センターあり方検討懇話会」（以下「懇話会」という。）を開催する。

## (所管事務)

第2 懇話会は、精神医療センターに関する次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 県内の精神科医療体制の検証について
- (2) 精神医療センターの現在の機能と課題について
- (3) 精神医療センターの今後担うべき機能と役割分担について
- (4) 精神医療センターの将来構想について

## (組織)

第3 懇話会は、医療関係者、関係団体代表者、学識経験者等（以下「構成員」という。）で構成することとし、別表のとおりとする。

## (座長等)

第4 懇話会には、構成員の互選により定める座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、会議の進行を行う。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5 懇話会は、宮城県病院事業管理者（以下「病院事業管理者」という。）が招集する。

- 2 病院事業管理者は、必要に応じ、懇話会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第6 懇話会の庶務は、精神医療センター事務局において処理する。

## (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月21日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3関係）

分野	構成員数	摘要
医療関係者	3人	
関係団体代表者	5人	
学識経験者等	2人	